

議会活性化特別委員会会議録

(令和5年1月20日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議会活性化特別委員会会議録

本日の会議 令和5年1月20日(金)
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	金 繁 典 子	副委員長	吉 田 茂 生
委員	尾 崎 恵 一	委員	嘉 喜 山 茂
委員	池 田 栄 次	委員	少 林 法 子
委員	石 川 秀 夫		

欠席委員

なし

出席委員外議員

議 長 原 田 達 也

傍聴委員外議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 本 多 幸 雄 局長補佐 小 松 一 恵

説明のため出席した者

なし

本日の委員会に付した案件

- (1) 調査研究事項2(机上審査)
- 「自由討議、委員会主義・本会議主義に関すること」
- ① 松前町議会並びに内子町議会視察を踏まえて
- ② 視察結果(質問事項)の検討について
- ③ 調査研究の進め方について
- (2) その他

開 会 10時00分

閉 会 11時49分

○吉田副委員長 それでは、定刻になりましたので、議会活性化特別委員会を開催いたします。

最初に、委員長挨拶、お願いいたします。

○金繁委員長 おはようございます。先週金曜日、内子町と松前町に活性化委員会、皆さんで視察に行ってきました。本当にお疲れさまでした。それぞれの議会で2時間ずつも取っていただいて、みっちり活発な議論ができていました。本当に実り多い機会だったと思います。

今日は、早速その視察の結果を取りまとめて、できれば中間報告できればと思いますが、まずは皆様の視察の結果、御意見を意見交換をして、方向性を決めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、早速入ります。

1の調査研究事項ということで、今回の審査のメインテーマはここに書いてあります自由討議、委員会主義・本会議主義に関することということで、松前町議会と内子町議会、いわゆる委員会主義を取っているところということで、視察に行かせてもらいました。ただ、一問一答方式についてとか、議会だよりとか、このテーマ以外のことについても意見交換が活発にされておりましたので、②のところではまた意見交換したいと思います。

そして、3つ目に今後の進め方について、皆さんに相談させていただけたらと思います。

では、早速①の松前町議会並びに内子町議会視察を踏まえてということで、まず、この自由討議、委員会主義・本会議主義に関することについて、御意見をお聞かせください。

尾崎委員のほうから資料を作っていただいております。尾崎委員、また後ほど説明をお願いします。

私のほうは、視察、2つ行って自分が気づいたことをメモという形で皆さんのタブレットに入れさせていただいています。皆さんもこれ、私が全部網羅できているわけではないので、皆さんからお気づきの点ありましたら、どんどんおっしゃってください。

では、メインテーマの自由討議、委員会主義・本会議主義について、話に入っていきたいと思います。

私のメモ、このテーマについてメモをちょっと確認させていただいてもいいですか、まず。

松前町議会も内子町議会も委員会、予算決算常任委員会というものをつくって全ての執行部から出してくる議案を話し合っているということだったんですが、ただ、メリットとしてはいろんな意見が出し合えて修正案もそこで作成できるという一方で、松前町議会のほうは、この予算決算委員会ができることによって、ほかの委員会の場、産業厚生とか総務文教常任委員会のほうで話し合う内容が薄くなってしまうというデメリットをおっしゃっている議員さんもいらっしゃいました。

内子町議会のほうはちょっと違った意見で、常任委員会、産業厚生総務文教が薄くなるというよりは、さらに突っ込んだ内容を討議できる、していきたいというお話だったかと思います。

私は、ポイントとしてはその辺かなと思ったんですけども、皆さんの御意見はどうですか。

今回の委員会主義か本会主義か自由討議について、テーマとしたそもそもの発端が、議会基本条例のほうで議員間でしっかりと執行部の議案を討議するべきことが書かれてあるにも関わらず、愛南町議会ではまだその場が設けられていないので、その場を何とかつくりたいかという問題意識から皆さん、勉強してきました。皆さんの御意見を、感想でもいいです、お願いします。

では、尾崎委員からお願いしてもいいですか。もし関連している範囲で作成いただいた資料の説明もいただけたらと思います。

○尾崎委員 その委員会主義・本会議主義について。

○金繁委員長 はい。

○尾崎委員 私も視察を終えて、いろんな情報を仕入れて再度考えてみたんですけども、ある説によりますと、まず委員会での審査とか調査、これをした後にその結果を本会議に審議、議決

を行うのが委員会主義であるというふうなことであろうかと思うんですけども、例えば国会のように議員さんの大人数のところ、これは当然委員会中心主義というのをやらざるを得ない状況があります。また、地方議会でもですね、市議会のように議員さんの人数の多いところはやはり議員定数も多いので委員会中心主義でいいのではないかと、そのような説が出ておりました。

委員会でもまとまった結論とか意見というのは、あくまでも本会議における参考意見にすぎないという、これが一つ的前提条件でありまして、議員定数の少ない市町村議会では、最初から議員全員で決めたほうが機能的で本会議中心主義であってもいいのではないかと、その辺のところも踏まえてですね、視察も行っていろいろ意見を聞いたんですけども、愛南町議会にとってそのどちらがいいのかというところを、まだ私自身は迷っておるところで、その辺のところを皆さんと話し合っって結論を出していきたいというのが、今の私の気持ちであります。

○金繁委員長 ありがとうございます。

では、嘉喜山委員、お願いします。

○嘉喜山委員 委員長と尾崎委員の報告書を見て、大方特に私の意見と相違はないということがあります。内子町含めて委員会主義にすべきだろうと私は思っています。一般質問に関しても、あのような形、広報についても検討を進めていくべきかなと思います。ただ、これについては、やはりいきなり入っていくのではなくて、やっぱり準備期間がないとこれは難しいという感想です。

その他としまして、松前町に関しては、個人名出していいのかな、一人の議員が言われた予算の否決の件に関して、これは自治法上できないというところがあったのと、内子に関して、常任委員会の所管事務調査の件、これもちょっと疑問を呈するとあります。

あとは特にないです。

以上です。

○金繁委員長 ありがとうございます。今、嘉喜山委員のほうから出していただいた、広報を出すかどうかということと、一問一答のことは②のほうでさせていただいてもいいですか。

○尾崎委員 委員長よろしいですか。先ほどの委員長のあれで、視察メモのほうも説明をとあったんですけど。

○金繁委員長 関連する範囲で①に関連する範囲でお願いします。

○尾崎委員 じゃ、私の内子町と松前町議会を視察した中で、要点をちょっとまとめましたので、時間の都合もあるので、要点のみちょっと確認の意味で説明をさせていただきます。

まず、最初の表なんですけれども、やっぱり内子町、松前町、愛南町、基本的な数値をまず比較対象した中でこれも大事なことなのでここに入れておりますが、人口については内子町が愛南町に近い規模で、松前は3万人ということで、非常に大きいところかなと、都市的なところかなというところで、高齢化率についてもですね、松前は31.59、愛南町は45、内子も40というところで、ちょっと松前は違うかなというところを感じております。

常任委員会については、ここにもありますように、愛南町にない委員会ということで議会広報常任委員会が内子、松前それぞれありますし、併せて予算決算常任委員会についても内子、松前がある、ここが愛南町の一つの大きな違いかなというところでもあります。

次の内子町議会のメモですけども、一般質問については一問一答方式を採用しております。議員の発言時間は40分以内と、以前は40分以内でしたが、今は10分短縮して30分以内、質問制限は回数はないというような状況でありました。

それと、予算決算の常任委員会については15名でありまして、予算決算についてはこの常任委員会の中で審議をしておりますが、当然、議事録は取っておるところがあります。それと、議会広報常任委員会についても、これは6人でやっております。予算的には1回発行に33万円かかると。定例会後、年4回発行しているようでありまして……。

○金繁委員長 すみません、尾崎委員、委員会主義かどうかのところだけ今お願いしてもいいですか。②のほうでここ、また再度お願いしてもいいですか。すみません。

○尾崎委員 委員会主義については、内子町議会も委員会主義でしたかね。これを採用して、また松前についても委員会主義を採用しておるといふところではありますが、それぞれ各常任委員会がありますけれども、本会議の議案等については各担当委員会に付託をされて、そこで話し合いをしてその結論を委員長さんが定例議会で報告して採択を諮るといふような形は、どちらも取っておるようでありました。

以上です。

○金繁委員長 ありがとうございます。すごくしっかりとした視察報告を書いていただいております。

先ほどの嘉喜山委員のお話の中で出していただいた、所管事務について、閉会中に委員会でできないんじゃないかとおっしゃっていました。まさにそのとおりで、事務局から資料を頂きました。これは地方自治法の109条の第8項に反してできないということです。なので、その点は外しておきましょうといふか、うちはしないようにしましょう。

今、尾崎委員からおっしゃっていただいた委員会主義のしっかりとした説明、ありがとうございます。うちの愛南町議会の規則の中でも予算について、それからその他の執行部から出されてくる議案について、審議といふかしっかり話し合う場を設けることは可能みたいですね。事務局のほうで説明をしていただけたらと思うんですけども、いいですか、説明していただいても。

今ある制度を使ってできるといふことの説明をお願いしたいんですけど。すみません。

○本多事務局長 委員会中心主義といふことでしたら、全ての議案についてまず委員会にかけてですね、最終的に委員長報告をして採決を取るといふ方向になろうかと思っておりますけども、今ある、愛南町は本会議中心主義ではあるんですけども、その中でももちろん委員会付託ができないことはございません。ただ、うちの場合は主に請願とかについて委員会に付託をして審議をしているだけで、その他の議案について委員会付託する判断をする場がなかったといふことがあろうかと思っております。

なので、今現在委員会付託する、一つ皆さんが考える機会を設けるという手段があろうかと思っています。

例えば、議会前に議員全員協議会が開かれて、執行部のほうから議案に対する説明等があるわけなんですけども、例えばですね、その後に執行部側は全て退席をしていただいた後、議員間で十分その提案された報告があった内容について協議をして、この内容については例えば常任委員会のほうに付託したほうがいいのではないかといふ、そういったことを考える機会を設けるといふことが一つあろうかと思っております。

以上です。

○金繁委員長 ありがとうございます。すみません、これを先に紹介すればよかったですね、比較しやすくなったかと思っております。今、事務局長からおっしゃっていただいたように、うちの規則の中で委員会主義と同様に全協の執行部の説明の後協議をして、この議案については委員会でしっかり話し合ったほうがいいんじゃないかといふことになったら、それを議運で話し合っただけで決めていただいて、本会議の始まった後、その件について委員会に付託するといふことが可能だそうです。

なので、先ほど尾崎議員が説明してくださった委員会主義との大きな違いは、本会議で説明、報告をし質疑を受ける人が執行部なのか、それとも委員長なのかといふ違いが一番大きいといふか、実質的にはそこかなと私は思うんですけども。

ということで、池田委員、いかがでしょうか。お願いします。

○池田委員 自由討議、委員会主義・本会議主義に関する事で、両町とも予算決算常任委員会を

設置して、委員の定数が議長を除く全議員になっているということで、これはやっぱりどういう理由でそういうふうになったかちょっと推測の域なんですけど、各委員会に分けてしまうと委員さん、傍聴もできて意見も述べられるけれども、決定権がないというところと、やっぱりその各常任委員会に付託されてしまうと、その常任委員会で、みんなが情報共有できないというところがあってではないかなとは思いますが、そういう状態でやられておるということで、その中で自由に意見を述べることで、全議員が情報を共有することができるという理由であらうかと思います。

また、さっき嘉喜山委員が言われたことで、ちょっと今はっきり理解できていないんですが、各常任委員会で所管事務調査で追跡調査ができないという、できていないというような意見もあったかと思います。また、自由討議に対しては、両町とも、松前町は限られた議員さんの意見しか出ていないとか、内子町さんは自由討議に対する定義というか理解が本当の徹底ができていないというようなお話もあったかと思います。それを目的にということになると、ちょっとそこら辺は工夫をしてみたいかなと思います。

それで、そういうどっちにしろ今、議会事務局から説明があったようなやり方でやるにしろ、全体の流れを理解しておかんとここだけ委員会主義だけつまんで、今、議論はせないけんのですけど、それで結論が出たら全体の流れも理解しながら、全協にかける必要があると思います。そのときに、全体の流れを活性化委員会としても理解した上で、つくった上で当然のことやと思いますけど、それは全協にかけていかんと、ただここだけつまんで自由討議、委員会主義ということはちょっとその辺は、みんな理解していかないけんと思います。

以上です。

○**金繁委員長** ありがとうございます。全体の流れを理解してやる必要もありますし、全員協議会にももちろん、ここですぐに決定してしまうことはどっちみちできませんので、ここで視察の結果を皆さん意見いただいて、大体の方向性をまとめた上で今後の流れなんですけど、全協に活性化としてはこういうふうにしたらどうかと考えますがいかがでしょうかというふうに提案をいたします。その後、その場でほかの議員さんからここはこうしたほうがいいのか、このまま行ってくださいとかいう意見を頂いて、それをまた私たちが持ち帰ってもう一回最終的にどうしようという決定をすることになるかと思います。

その最終決定できる場合もできない場合ももちろんあるかとは思いますが、できた場合には3月の議会で報告できれば、中間報告できればと考えています。

全体の流れについて、先ほど理解してということだったんで、もう一度先ほど本多局長がおっしゃっていただいた、今の規則でやるとしたらの流れですけれども、委員会主義を取るんじゃないで今の流れでやるとすれば、確認ですが、まず全員協議会が本会議の前にありますよね。そこで執行部のほうから今度の本会議でこういう議案を出す予定ですということで、議案の説明があります。それを私たち、いろいろ質問をしたりその場でできるんですけど、議員間で話し合う場がないので、その全協が執行部が出られた後、全協その他いろいろ議会内の議案を話す場が、時間がありますよね。その中にこの今日執行部が出してきた議案の中で、もっと突っ込んで話したい、委員会で協議したいものはないですかという話合いをして、なければならないであれですけど、あった場合には、じゃあ全協としてこれを議運に協議して決定していただくことにしませんかということで、議運に委ねて議運が決めることになるということです。

議運で決定したら、本会議、議運も最終決定ではないですかね、本会議で決めないといけませんね。本会議にかけていただいて、初日、この件については産業厚生、総務文教に委託します、よろしいですかということで、異議なしであれば付託という流れになると思います。間違いないですかね。

嘉喜山委員、お願いします。

○**嘉喜山委員** その全協では、全ての案件が出てくるわけじゃないんで、だからその判断はやはり

議案出てから判断すべきじゃないかなと私は思いますけど。

○金繁委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 その執行部からの事前の説明について、前提としていずれ委員会付託すべき重要な案件は必ず事前説明の中に入れてもらうことを一つルールにしたらどうでしょうか。

○金繁委員長 そうですよ。全ての議案が全協で出されているわけではないということで、確かに私も今まで何回が本会議の前に議案頂いて、あれと思うことがあるんですけど、それは事前に全部出していただくことはできないんですかね。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 それは、やはり招集告示がない限り最終決定ではないんで、それは難しいんじゃないかなと思います。

○金繁委員長 では、先ほど尾崎委員がおっしゃった重要議案については出してくださいねということとは可能ですかね。

石川委員。

○石川委員 それはあくまで執行部が重要であるかどうかという判断なわけであって、議員にとって重要であってもですね、執行部としては重要でないというふうな判断をされる場合があると思うんで、それはちょっと一般論としてその重要という定義自身が割合曖昧な部分があるんで、私は難しいんじゃないかなというふうに思いますけど。

○金繁委員長 ありがとうございます。局長、事務局どうでしょうか。

局長、お願いします。

○本多事務局長 全員協議会の執行部からの依頼がある全員協議会のほうでの案件なんですけども、私の感覚では、執行部側が重要だと思っている案件を出しているというふうには考えております。ただ、先ほど石川委員が言われたように、それぞれの重要度がありますから、そこはちょっと調整が必要な部分もあるかもしれませんが、執行部としては事前に報告しておきたい部分について出されているのかなという感覚は持っております。

○金繁委員長 ありがとうございます。全協に出されたものについては、そこで全協の執行部去った後に話し合うことができるとして、それ以外のものについてですよ。それ以外のもので議会が重要だと思うものが出てきた場合というのは、どんな対処方法があるんですかね。その本会議中に委員会に付託できる方策として。事務局。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 その選択制にするんじゃないですか。それで、委員会で重要でなければ意見も出ないし、そのまま通るわけだから、特に選択する必要はないかなと私は思いますけど。

○金繁委員長 じゃあその内子とか松前町と同じように、全部を、どこに付託するんですか。予算決算委員会はないんですけど。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 私の考えからすると、予算決算については全体の特別委員会だろうなと。予算に絡まない条例とかその他の議案については、各常任委員会というのが、今のところベストかなと思っています。

以上です。

○金繁委員長 嘉喜山委員はほかの議会、視察してきた議会と同じように予算決算委員会をつくって予算を審議、予算決算委員会。条例などほかのものについても、各委員会に付託して行くと。その本会議で委員長が報告して受け答えすると、質疑するという全くのいわゆる委員会主義を採用すべきというお考えですよ。

○嘉喜山委員 今の規則上、できないことないんで、それでやってみてもいいんじゃないかなと私は思っています。

○**金繁委員長** 事務局、どうでしょうか。先ほどの件もお答え願いたいんですけど、2点ですね、今の嘉喜山委員の点とお願いします。

○**本多事務局長** 今、嘉喜山委員が言われた委員会主義ということでしたら、実際、今の会議規則でもできます。内子町と松前町の会議規則もうちの会議規則と比べてみたんですけども、全く同じです。本当の委員会中心主義でされているところは、会議規則の39条というところがあるんですけども、いわゆる本会議の中で議長が常任委員会が付託するというそういった手続を省いています。全て付託するので。そういったことがあるんですけども、今現在の会議規則でもできるということは確認しておいていただきたいと思います。

ただ、内子町に行ったときにある議員が言われていたことがあったんですけども、例えば条例改正があって、その条例改正の内容が大本の法律の条文が変更されたことによって、条項の改正だけというふうな内容の条例改正が出てきた場合、そういった場合であっても全て常任委員会を開く必要があるということがありまして、そういった部分についてその議員は非効率であるということも言われていたので、そういった部分についても参考にさせていただければと思っております。

以上です。

○**金繁委員長** ありがとうございます。確かにそういう条例もありますね。

最初にお尋ねしていたもう一点、今のそういう委員会主義ではなくて、本会議中心主義の流れでやった場合の議案ですよ、執行部から出してこられたのが全協で出てこなかったものが、また直前の議案として入っている場合に、その議案をどこで審査できるのか、これは委員会で話し合ったほうがいいんじゃないかというものが含まれていた場合に、手続としてはどういう流れになるんですかね。本会議の前は前なので、全協を開いてやることは可能だと思うんですけども。

本多局長。

○**本多事務局長** 先ほど言った本会議前の事前説明といいますか全員協議会の中では、確かに出ない議案というのがあるんですけども、議会運営委員会の中では、既に日程等といいますか議案について全て出ておりますので、議会運営委員会の中ではそういったことを判断する機会はあるのかなというふうに思っております。

以上です。

○**金繁委員長** はい、分かりました。じゃあ、本会議中心主義でいくとしたら、議運の場で付託するかどうかを、全ての議案についてどっちみちできるということですね。やっぱり大きな違いは、本会議で委員長が受け答えするかどうかですね。

じゃあ、池田委員にもおっしゃっていただいたんで。

少林委員。

○**少林委員** 嘉喜山委員は1日目の執行部から出たやつその後で振り分けをしたらいいと言われたんですよ、委員会。全部出てから、議案が。じゃない。こっちは議運、1日目に執行部から提案がありますよね、全て。その前の全協でのときは一部しか出ない。議会運営委員会がそこで全部あるから、出るからというのを今言われたんですが、その前の嘉喜山委員は委員会付託するの、1日目のやつが済んでからでいいのではないかと聞いたんですけど。違った。

○**金繁委員長** 嘉喜山委員、お願いします。

○**嘉喜山委員** 委員会主義にはなっていないんで、規則上、だから、1件1件に対して付託するかどうかを本会議の中で決める必要があるということですよ。その事前段階として議運でどうするという話をすると。あくまで議運は調整の場であって、本会議で付託するかどうかを決定しなければ、1件ずつ、ならないということです。

○**少林委員** 私がまだ議員になって2年丸々終わっていない状況なんですけど、ずっとここ本会議主義と言われながら一体ちゃんとできているのかというのがずっと疑問に、多分皆さんも思って

いたと思います。現状がですね。本会議の1日目が金曜日に始まって最後の日が金曜日で、その間何もなかったんですね。議員同士が何かについて討議・討論し合うということも。結局、個人が質問したり、予算にしろ、いろんな議案にしろ、これでは本当に全員も分からないし、委員会も働いていないし、何か機能していないなどずっと思っていました。

それから、議会の前に必ず全員協議会に執行部が説明しますが、そのときも、うちは聞くのとそこに対する質問をするだけで、それに対して自分の意見も言わなければ関連の質問も駄目だと言われて、何か練り合う場所が本当にないなということを大変思っていました。

ですから、今の制度でもやれるのであれば、今おっしゃったようなやり方で委員会に付託していくということをぜひするべきではないかというふうに思います。

○**金繁委員長** 付託するべきということなんですが、先ほど少林委員のおっしゃった初日と最終日の中、議員間で話し合うことがなかったという点なんですけど、1点だけ修正させてください。

請願については、委員会、開いてできるんですね。ただ、問題点は、やっぱりこのなぜ私たちが今この話をしているかという、執行部から出してきた議案について議員間で話し合う場が本会議中もなかったということで話し合っているんですね。

じゃあ、少林委員としては、今の規則の中で付託することは可能なんですね。本会議中に委員会に付託して話し合うことは可能。松前、内子のようなやり方もできるし、うちの本会議主義を維持しながら議運が話し合って本会議で決めると、本会議で付託するものを付託して、委員会で話し合うということは可能なんですね。

要は何が違うかという、本会議のときにその議案を質疑するときの質疑の対象が、町長、執行部、理事者側か、それとも委員長かという違いですね。やろうという方向は一緒ということですね。

石川委員、お願いします。

○**石川委員** 私は、委員会主義・本会議主義、どちらかじゃなくて、今議論にも出ていますが、本会議主義を守りながら委員会主義のいいところを取り入れる方法があるんじゃないかなというふうに思っています。特に町民にとっても重要な予算とかですね、決算、補正も含めてですけど、こういう部分については委員会に付託して、今、全協で予算についても1款から歳入ですと20款、歳出だったら1款から14款、それぞれやりますけども、各課において前半質問質疑がない款もありますし、そういう意味からすると、私は総務文教と産業厚生、これにそれぞれ予算、補正も含めて決算も含めてですけど、それぞれ私は付託して、より深掘りできるような形が取れるんじゃないかなというふうに思います。

あと自由討議については、これはその委員会の中で十分議論ができるんじゃないかなというふうに思います。今、実際全協で議案は全てが出てくるわけでもないですし、最終的にそこで採決して結論を出すわけでもないですから、委員会としてやっぱり採決して結論を出していくという意味では、予算決算含めてこれは導入していくほうが深掘りできるんじゃないかなと。

ただ、デメリットとしては、全員が共有できないと、委員会ごとに分かれますから、そういう意味ではちょっとデメリットがあるんですが、ただ執行部側としても各課分かれて同時にできるという意味では、効率的には全体で考えた場合には、私はいんじゃないかなというふうに思います。これは予算・決算・補正予算に限ってですけど、それ以外はまた別にすればいいと思いますけど。

先ほど言われた尾崎委員の重要なという、私の定義は予算・決算・補正予算という意味で定義して、そういうふうに捉えていきたいというふうに思います。

○**金繁委員長** ありがとうございます。じゃあ、石川委員の御意見は、本会議主義、今の愛南町の本会議主義を維持しながら委員会主義のいいところを採用していくべきということですね。

1点、事務局のほうからの情報なんですけど、予算の分割付託ということで、実際やっている議会もあるらしいんですけど、本当は産業厚生に関するところは産業厚生、総務文教に関する

ことは総務文教委員会に付託というのは、本来はできないことらしいんですよ。なので、うちの今の流れでやるとしたら、そういう分けて予算を付託ではなくて、予算の中で重要な点について委員会に付託ということになるかと思うんですけど、それでよろしいんですかね。

事務局長、お願いします。

○**本多事務局長** 予算と決算につきましては、いずれも一体不可分なものなので、それを分割して各常任委員会に付託するということではできないということになっておりますので、そこだけは確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○**金繁委員長** では、副委員長、お願いします。

○**吉田副委員長** ずっと北海道も含めていろいろ視察をしてみいました。その中で委員会主義がいいのか本会議主義がいいのか、いろいろ私も自分なりに考えていきますと、愛南町の14名ぐらいでありますと、本会議主義で十分、付託をすれば十分可能なのかなと。委員会主義にしますと、会期が2週間ぐらい延びますし、その中で議論もしていくということは非効率なこともあります。予算決算については、これはさっきの石川委員として一緒に付託をしていただいて、前回、2日間かけまして十分な議論をしていったと思うんですね。委員会の中で自由討議、委員会のあるわけですから、十分話し合いできる機会もありますし、その中で賛成・反対、いろんな意見が出てきます。だから全然討議をしていないわけではなくて、その中で発言をしながら十分討議ができていくという状況だと思います。

だから、基本的には今の愛南町の条例の中で、予算それから決算については付託をして、十分話し合いをするという形を取っていくのが、一番、今の段階ではベストなのかなと私自身は思っております。だから、本会議主義・委員会主義にするのはちょっと時間がかかりますし、いろいろ松前町、それから内子町あたり同じ県内を見ても、本当に委員会主義でやっていると言いつつまだそこまでできていないような、完璧なね、国会のような委員会主義ではない中途半端な形になっているんで、愛南町はこれから目指すのであれば、今の本会議主義の中で委員会主義のいいところを取って、取り寄せて、委員会主義でやるのではなくて本会議主義でやりながら、付託で予算決算についてはやっていくという形が一番理想的かなというふうに思います。

福島町の予算、それから決算だけ委員会をつくって委員会主義ですかね、これもまあまあ一つの手だてなのかなと。重要なのはやっぱり予算・決算ですから、そこについては付託でこれは十分別に議論しなくても、十分3月からでも可能でしょうし、そういう形で僕は今の段階ではいいのかなというふうな形で思っております。

以上です。

○**金繁委員長** ありがとうございます。石川委員と同じように、本会議主義を維持しながら委員会主義のいいところを取り入れるということで、予算・決算については、全部を付託するというのは無理なんですけど、振り分けて。ただ、重要な案件については委員会に付託するという形ということでいいんですかね。

あと、条例の中でも重要なもの、まさにこの前の12月議会で非正規の職員、会計任用職員制度の条例がありましたけれども、あれ、みんなで話し合っただけという機会が今回はなかったんですけども、ああいう重要な条例についても、付託して話し合うということでもよろしいですか。

○**吉田副委員長** まあまあそうですね、それが重要と考えるのであればですね。

○**金繁委員長** それも全協で話してということですね。なるほど。

今、大体皆様のお考えを聞かせていただきました。はっきりされているのは嘉喜山委員、内子町らと同じ委員会主義でということですね。副委員長と石川委員が本会議主義を維持しながら委員会主義のいいところを取り入れて、今の愛南町の議会の流れで全協の後、それから議運、そして本会議で決定して委員会です話し合うという、2つに今はっきり分かれていらっしゃるの

は3名です。

尾崎委員、池田委員、少林委員、御意見を申し上げます。

○尾崎委員 私も冒頭に委員会主義・本会議主義について、いろいろ調べた内容を先ほど述べましたけれども、やっぱり人数の少ないこういった町村議会においては、ある程度効率性というのも大事なので、いろいろ意見聞いた中で、やっぱり私も今の本会議主義を中心にして委員会主義のいいところを採用していくという、その考えには賛成です。

○金繁委員長 では、副委員長、石川委員と同じように本会議主義を維持しながら委員会主義のいいところを採用して、重要な案件については、まさに尾崎委員がおっしゃられた重要な案件については全協の執行部の説明の後に議員同士が話し合っただけで委員会付託してほしい議案というのを議運にかけて、本会議中に話し合う機会を設ける方向ということですよ。はい、分かりました。

少林委員。

○少林委員 私もそういう感じで今と同じように、石川委員と同じようなつもりで言ったつもりであります。

委員会主義を取っていたところで、委員会のとき物すごく盛り上がり、あと本会議になったらちょっと冷えているということも言っていたところもあると思います。また、委員会主義に全部変えるというと、また時間がかかるんじゃないかなと思いますので、まずはやってみようということで、今のルールの中でやれる範囲、まずやってみよう、早くやってみるべきではないかなというふうに思います。

○金繁委員長 はい、分かりました。

池田委員、申し上げます。

○池田委員 ちょっともう一回確認、嘉喜山委員が言われたのは、予算決算の特別委員会をつくってということですかね。とは違うんですか。

○金繁委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 当然、それはつくらないと付託もできないんで、そういうことです。僕もさっき言いましたが、いきなり規則を変えてまでするという意味ではありません。そこだけは。あるいは今の状態でできるんだから、全部やったらどうというだけの話です。

○金繁委員長 池田委員。

○池田委員 もう一つ、予算決算は分割では付託ができないということなんですよね。分割で付託はできないということは、各委員会に、今ある文教、厚生産業に付託はできないということですよ。予算決算に関してはと理解していいんですかね。

○金繁委員長 本多局長。

○本多事務局長 今回の池田委員のおっしゃるとおりで、分割して付託はできません。なので、先般視察をした松前も内子も予算決算の常任委員会をつくって、議員全員であるとか議長を除く全員であるとかというメンバーで審議を行っているという状況です。

以上です。

○池田委員 ということは、どちらかやね、どちらかということなんです。

○金繁委員長 いいですか、ちょっと待ってください。今の確認させてもらっていいですかね、局長に。

分割というのは、今までのされていた議会のイメージですと、産業厚生に関するもの全て産業厚生、総務文教に関するものは全て総務文教にという形で二分するという意味での分割かなと思ったんですけど、予算の中で、例えばこの前の非正規の方たちに関する条例があるときに、その条例が当然予算の中に入っていますよね。それは、予算に関することだからこれも分割して協議ということになるのでできないということになるのでしょうか。全てのは予算にほとんど絡んでいるので、それをするとやはりできなくなって、前提がちょっと崩れるかなと思

ったので、確認させてください。

本多局長。

○**本多事務局長** 分割してですね、付託できないのは議案です。なので、条例案としてできるので、それは例えば総務文教常任委員会で条例案については審議するということになるかと思えます。議案単位で考えていただいたらと思います。

以上です。

○**金繁委員長** 議案単位ということは、じゃあ予算決算書の中にしか入っていないものはできないけれども、別建ての議案として非正規の方たちに関する条例とか、ヘリポート造りますとかいう形で出てきているものについては、付託できるということによろしいですか。

本多局長、お願いします。

○**本多事務局長** いわゆる議案一つ一つについて議決が必要なので、例えば一般会計補正予算という議案が出たらそれ一本です。先ほど言った何とか条例という議案があったらそれ一本で考えていただいて、それぞれに該当する、予算とか決算は別ですけども、それぞれに該当する例えば常任委員会が委員会中心主義の場合でしたら、審議をしていくということになるかと思えます。

以上です。

○**金繁委員長** ありがとうございます。議案単位ということで、大体重要な議案は出ていることは出ていますが、一方で軽微なというか、もので議案として独立して出ていないものについては付託はできないということです。すみません、確認しました。

池田委員、続いてお願いします。

○**池田委員** ということは、全協で議案として説明を受けて、個々の議案、これは付託すべきじゃないかと、掘り下げるべきじゃないかということになると、それは付託ができるということですか、議運を通して。予算の中の1項目です、ちょっと言葉があれなんですけど、1つの例えばさっき言われよったようにヘリポートをここに設置したいという議案は、全協でこれはちょっとみんなでとか掘り下げてもっと深く話し合ったほうがいいんじゃないかということになると、それは議運を通して担当委員会に付託ができるということですか。

○**金繁委員長** 嘉喜山委員。

○**嘉喜山委員** 議案単位でその書かれている内容についてのみを判断すると、内容のみでどちらの委員会に付託するかを考えると。それが当然予算に絡んでおったとしても、それはそれとして、議案単位で考えるということであらうやね。

○**金繁委員長** 私もそう思いました。

石川委員。

○**石川委員** ちょっと事務局にお伺いしたいんですけど、本会議主義を取っていて、予算に関してそれぞれ分かれて調査研究して委員長報告しますよね。委員会主義じゃないから1つの議案としてそれぞれ報告したにしろ、私はそれ分割にならないんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○**金繁委員長** 本多局長、お願いします。

○**本多事務局長** 例えば、予算の議案について考えていただいたらと思います。予算の議案というのは、もちろん一本でございます。その中で、確かに内容によって総務文教とか産業厚生に係るものがありますが、例えばそれを分割して委員会に付託した場合を考えていただいたら、最終的に委員長報告として報告されるわけなんですけども、総務文教については可決、産業厚生については否決となった場合、じゃあどうするのかという問題が出てきます。そういったことがありますので、予算とか決算については、一体のものとして分割付託はできないということになっております。

以上です。

○金繁委員長 だそうです。

池田委員。

○池田委員 こんがらがって申し訳ない。ということは、さっき全協で議案説明あります。それでこれはちょっと各委員がこれはもっとちゃんと委員会に付託して掘り下げてやらなきゃいけないという意見が出たときに、そしたらそれは全体、予算全体でいかんといけんということですか。予算全体で付託ということになるんですか。

○金繁委員長 それがその予算にしか書かれていないものであれば、別途の議案として出ていなければ、予算全体ということとして扱わないといけなくなるので、委員会付託、どちらかの委員会に分けて付託ということではできないということですよ。

石川委員。

○石川委員 私、本会議主義で当然委員会で報告したにしろ、執行部から〇〇議案について最終的に本会議で採決があるはずなんです。だから、私は委員会にそれぞれ付託して調査研究することは、僕は可能だと思うんですけどね。実際、否決が出た場合に、その委員会として修正予算を出してくると、本会議にですよ、〇〇議案、Aという議案があったらA議案について委員会から修正動議が出てくるといふふうに私は考えるんですけどね。これは委員会主義であればそれぞれ分けることはできないと思うんですけど、本会議主義を取っているならば、委員会でそれぞれ調査研究した内容というのは、最終的な採決じゃないですから、最終的にはAという議案の採決がまた別にありますので、だから私は可能だと思いますけど。

○金繁委員長 事務局、どうでしょうか。

○石川委員 ちょっといいですか、あくまで本会議主義を取っているの、委員会の意見としては参考にしかなくていいはずなんです。最終的な議案の採決は、本会議でAという議案の採決をするはずなので、そのときに否決がある委員会については、修正動議が当然出てくるはずなんで、そういう意味では私は分けることは、本会議主義であればできるんじゃないかなというふうに思います。

○金繁委員長 事務局、いかがでしょうか。

本多局長。

○本多事務局長 最終的に、可決・否決の結果を出すというのはそのとおりです。1つの議案なので、それに対して2つの委員会が審議をするということにちょっと問題があるということです。なので、先ほど修正案とかってことの話がありましたけども、それは予算とかそういった一体不可分の審議をする中で、修正案も出すことも可能ですので、わざわざ2つの委員会に付託するからその中で修正議案が出るということでもないのかなというふうに考えております。

以上です。

○金繁委員長 石川委員。

○石川委員 議案を分けるということじゃなくて、それぞれの分野で調査研究をするということは、私は会議規則含めて可能じゃないかなというふうに考えていますけど、いかがですか。

○金繁委員長 本多局長。

○本多事務局長 今、予算の話で出ているので、ちょっと分かりづらいことがあるかもしれませんが、例えば、条例案が出ました。その中について内容的に総務文教にも、そして産業厚生にも係る部分があるとする場合、分割して審議できるかという話です。そういった面も含めて考えていただけたらと思います。

以上です。

○金繁委員長 ちょっと休憩しますか。

じゃあ、5分まで休憩します。

(休憩)

○金繁委員長 時間になりましたので、再開します。

休憩前に引き続き始めます。

ですので、議案については、1つの議案を2つに分けるということはできないということです。なので、予算という議案を2つに分けることはできませんが、例えばヘリポート建設という議案を産業厚生なり総務文教に、どちらかに付託するということはできますし、その予算というのは予算書の中に書いてあるということです。

これで、皆さんの意見が出ましたので、取りまとめたいと思います。

この自分の意見を言った後変わられたという方がいたら、挙手で意思表示をお願いします。そしたら採決します。

視察してきた先と同じように、委員会を設置して委員会主義、いわゆる委員会主義を採用するという御意見の方、挙手をお願いします。

(発言する者あり)

○金繁委員長 そうですね。もう一つは、副委員長らがおっしゃっていた、今の愛南町の本会議主義を維持しながら、委員会主義のいいところを取り入れるということで、今の先ほどから言っている流れ、全協の執行部の説明の後、議案についてこれは委員会付託すべきではないかという話し合いを全協で協議して、議運にかけていただいて、本会議で付託しますよということで、本会議中に委員会に付託すると。それは議案ごとの付託ということになります。

委員会主義を採用することになると、特別委員会なり常任委員会を設けて、例えば予算、決算、常任委員会ですと、まさに松前町、内子町と同じように全員で全ての予算について審議して、本会議では委員長が議員からの質疑に答えるということになります。

では、今言った順番ですと、本会議の流れでいくという意見の方。

(賛成者挙手)

○金繁委員長 石川委員、1、2、3、4人ですね。

では、嘉喜山委員のおっしゃった委員会主義でいくべきという方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○金繁委員長 2人ということ。

(発言する者あり)

○金繁委員長 そうですね。すぐにその特別委員会を設けたり常任委員会を設けたりということは無理なので、じゃあ、今日の皆さんの多数意見として、本会議主義を取りながら、維持しながらとにかく議員同士が議案を協議できる場を設けるべきということで、全協の後協議して議運で決定し、本会議の中で委員会付託して議案をより町民のために、いい政策になるように話し合う場を設けるということに決定ということでよろしいですかね。

(「異議なし」と言う者あり)

○金繁委員長 今、嘉喜山委員から付記されたように、将来的にどうするかというのはまたみんなで考えていってもいいと思います。

どうもお疲れさまでした。1については終わります。

2について、委員会主義かどうか以外の点なんですけれども、活発に議会だより、それから一問一答方式について意見が出ました。この2点についてはどうでしょうか。尾崎委員、先ほど説明していただく途中で切ってしまいました、失礼しました。

どうぞ、お願いします。

○尾崎委員 途中になったので、残り、松前町議会の視察メモから簡単におつなぎさせていただきたいと思います。

松前町議会では、この一般質問について、ある議員さんが言った発言がちょっと印象に残ったんですけども、通常会期の初日にこの一般質問やっておるんですけども、個人的にはまず定例会の中で議案審議が最初ではないかという意見が、私自身、印象に残っております。

それと、一問一答方式で質問回数の制限はないと、それと議員の発言時間は45分と規定しているのがこの松前町議会の一般質問の形でありました。

いろんな議会を見ますと、議員の一般質問についても事前にいろいろ協議検討するところも中にはあるようですけれども、この松前町では一般質問は議員独自のものなので、委員会とか議員間ではもう内容について討議は行わないということを徹底しておることが印象に残っております。

これが一般質問についてです。

○**金繁委員長** それぐらいにしましょうかね、一般質問からいきましょうか。後で議会だよりのこともお話ししましょうかね。

嘉喜山委員はどうでしょうか。

○**嘉喜山委員** 先ほど全部述べてはいましたけど、ただ、一問一答方式にすることに関して、特に異議はないと私は思っています。分かりやすいかなというところ、時間についてはまた協議が必要だと思いますけど、特にあの話を聞いた中で印象に残った点として、自分はその程度です。

○**金繁委員長** ありがとうございます。

じゃあ、一問一答方式に絞っていきます。

池田委員、いかがでしょうか。

○**池田委員** 一問一答方式にしたらいいと思います。ただ、現行の答弁一括と答弁分割、選択制にすべきだと思います。また時間に関しては、質問時間30分とかにするほうがいいかなと。もう一つは、答弁含めて60分とか、そういうことも考えていたらいいと思います。

○**金繁委員長** 時間については、先ほど嘉喜山委員がおっしゃったように、協議したほうがいいと思います。松前町はもともと全体、やり取り全部で60分だったのを質問者の持ち時間45分というふうに改めたとおっしゃっていたんで、何かあるはずなんですよ、そこにはね。そういうこともあるかと思いますが、ちなみに福島町はそもそも時間制限はなかったですけど、そんなに長引くということはないとおっしゃっていましたね、そもそもの40分、持ち時間を超えるようなことはないとおっしゃっていましたね。

はい、少林委員、お願いします。

○**少林委員** もう流れは同じです。意見が、話がかみ合うよと、それから話す側も聞く側も分かりやすいよと、一つ一つ詰めていけるよと、どちらの町も言われてこれを勧めておられました。ぜひ一問一答を、そして選択制でいいと思います。

○**金繁委員長** 石川委員、お願いします。

○**石川委員** 私も選択制で一問一答式を導入することに異議はありません。もともと私心配していたのは、議員の質問力、これがですね、できているかどうかというのを心配して、一問一答式の導入にはいささか反対だったんですが、この1年間、一般質問を、皆さんのをお聞きする中で、私は議員の中で皆さん一問一答式ができるような素養を持っていらっしゃるというふうに思っていますので、今の段階では導入に反対するものではありません。

○**金繁委員長** 選択制かどうかはどうですか。

○**石川委員** 選択制で。

○**金繁委員長** 副委員長、お願いします。

○**吉田副委員長** 私の意見も、選択制、今の愛南町のやり方に一問一答方式を付加すると。3つの選択性ができるわけですよ。それぞれの議員の特徴がありますので、それぞれ得意な分野、方式があると思いますので、3つの選択制にしておいて、淘汰されて最終的に一問一答になるのかなというふうな気はしますけども、しばらく様子を見て、一問一答方式を付加すると、選択制の中に入れるというのは全く異議はありません。

○**金繁委員長** 分かりました。じゃあ、活性化委員会としては一問一答方式を採用すべきということでもよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

- 金繁委員長 時間についてなんですけど、これはどうでしょうか。松前町は持ち時間45分、内子は30でしたかね。福島町は制限なしということです。現在、愛南町40分なんですけど、石川委員どうぞ。
- 石川委員 その選択制の中で一問一答式については、まずは僕は30分からやったらいいんじゃないかなというふうに思います。
- 金繁委員長 30分という意見が出ましたが、どうでしょう。
嘉喜山委員。
- 嘉喜山委員 石川委員の言われたように、選択制とかじゃなくて、僕は30分から始めるほうがいいと思っています。
- 金繁委員長 その理由は何ですか。
- 嘉喜山委員 大体、今まで平均的に考えると、金繁委員は別として、ほかの人が大体30分以内に収まっておられるだろうと思われる。平均的にということです。
- 金繁委員長 御指摘ありがとうございます。私、40分近く使うんですね。活性化委員会としては、活性化ということを考えた場合に、これを縮めるというのは、言わば後ろに引くことなので、ここで30分に引くのがいいのかちょっと私は今お聞きして疑問に思ったんですけど、まずは40分を維持して、やっぱり長い、冗長だということになれば変えるというやり方もあるかなと思うんですけど、どうでしょうか。ほかの委員の皆さん。
- 吉田副委員長 今回、一問一答を導入するかしないかですから、時間はそのまま取りあえず40分、現状のままでやっていただいて、一問一答方式を新たに付加するという形でスタートすればいいんじゃないですかね。その中で時間とかいろいろ出てくるでしょうからね。
- 金繁委員長 40分という御意見。一応、現状維持で。
尾崎委員はどうですか。
- 尾崎委員 私も時間はこの状態でいいと思います。その選択制の中に一問一答を入れてやってみると。どうしても、多分これでいけると思います。
- 金繁委員長 はい、ありがとうございます。まだおっしゃっていない方、池田委員、どうですか。
- 池田委員 私は30分でやってみて、時間で後ろに下がるという議論はちょっと乱暴な議論かなとは思いますが。
- 金繁委員長 時間で後ろに下がるというのは……。
- 池田委員 時間を短くしたら後ろ向きになるというのは、そうではないかなと考えます。
- 金繁委員長 それ、私が言ったんで、意見言わせてください。
40分から30分に短くなるということは、議員の質問権の行使時間が短くなるということなんです。ということは、やはり議会の活性化、町民に寄り添う議会になるという点からすると、質問権を狭めるということは、活性化との方向とは違うのかなという意味で言ったんですね。
- 池田委員 効率的な質問をすとか、工夫することも必要かなと考えます。
- 金繁委員長 池田委員は30分で、効率化して30分ということで。
少林委員はどうでしょうか。
- 少林委員 尾崎委員おっしゃったように、まずは一問一答の選択肢があるという、その加えをまず1つ変更でよいのではないかと思います。40分を30分にするというのは、また次の議論かなと思うのと、何で30分にするかという、一問一答が効率的にいくからなんだろう、40分を30分にしようとした理由もまだちょっとひとつ分からないというところで。
- 金繁委員長 石川委員。
- 石川委員 40分を30分に、一問一答式にすればですね、まず30分からやるというのは、私がちょっと心配しているのは議員の質問力、これが本会議で時間があるからといってぐずぐず

な質問をする、効率的じゃない、的確な質問ができていないということをちょっと心配を一つしています。

だから、最終的に40分に延ばすことはやぶさかじゃないんですが、まずは僕は30分できちとした効率的な質問ができるようにするのが、私は先じゃないかなというふうに思っています。

○金繁委員長 石川委員も30分ということです。

時間について、まだ御意見をおっしゃっていない方は嘉喜山委員、時間、30分ですかね。

そしたら、40分っておっしゃったのが尾崎委員、吉田副委員長、少林委員ですね。30分とおっしゃったのが嘉喜山委員、池田委員でよろしいですか。石川委員か。3・3ですね。

(発言する者あり)

○金繁委員長 じゃあ、30分か40分かの採決していいですか。

(発言する者あり)

○金繁委員長 それは全員確認しました、先ほど。今は時間ですね。

30分か40分かで決めましょう。

現状の40分からスタートと思われる方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○金繁委員長 4人。決まりました。

じゃあ、40分からスタートということで、活性化としては意見を全協に諮るということにしましょう。

視察から学んできたこと、一歩進みました。

もう一つ、大きく時間割いてやり取りしてた議会だよりですね。視察の中で、具体的に編集の外注も頼んだりとか予算も聞いたりとかいう話まで出ていました。まだうちは出していないんですけども、どうでしょうか、皆さんの御意見、視察後の御自身の御意見、述べてください。

尾崎委員、お願いします。

○尾崎委員 松前町議会のメモですけれども、内容的には内子とほとんど同じような形になっておるといのが印象であります。具体的にはこの議会広報常任委員会は、初日の本会議が終了した後には委員会を都度開催して、担当の割当てとか編集内容の協議をしておるということであります。計4回の編集委員会を開催して、松前町議会広報を発行していくということなんですけれども、その前段に我々にとって特にこれはというのがあったんですけれども、年2回ほど定期的に東京のほうでこの議会の広報に関する研修会というのがあって、担当する議員はそれぞれ行ってそのスキルを勉強していくと、これはいいことであって、仮に我々が始めるにしても当然そこで勉強をして、自己流ではないというところ、勉強せんといけんなと思っております。

主な内容もですね、大体決まっておって、その内容は委員会の報告であったり、議案審議とか一般質問の内容、そして請願、陳情、そういったものが定型的に出る内容であるというのが、松前町、内子町ともにあるということでありました。

どちらも言いよったのは、とにかく読んでもらえることに一番考えないけん、文字が多いのはなかなか読んでもらえんというところで、大きい文字にしたり、色をつけたり、できるだけ文字を少なくして、写真を取り入れて、とにかく印象づけして読んでいただくようなところを、そういったスキルを学ぶのが東京かなというふうな、私も感じたんですけれども、愛南町議会としてもですね、やっぱりこの広報、議会だよりについては、前向きに考える余地は十分にあると思っております。

○金繁委員長 ありがとうございます。詳しい報告どうもありがとうございました。

前向きに取り組むべきということでいいですかね。

嘉喜山委員、どうでしょうか。

○嘉喜山委員 2つの町の広報を見て、一番懸念しておったその各個人の負担、そういうところが標準的に記載されておったんで、それはそれでいいのかなと、ああいう形式であれば、できるだろうなと思います。ただ、やるにしても、やっぱり研修とか委員の倫理とか、その他、規則、そういったものを整備した上で、ちょっと1年ぐらいは検討期間もなければ難しいなという思いがあります。やることに関しては賛成と。

○金繁委員長 出すこと。はい、じゃあ出すことには賛成ということで、その前提として研修などして検討期間を置くべきということですね。

池田委員、いかがでしょうか。

○池田委員 両町とも議会広報常任委員会設置して議員自らが編集を行っているということで、また内子町では編集を外部委託しているということで、最終編集を外部委託しているということで、両町とも段階を経て現在に至っておるということで、最初からあれだけの議会だよりを期待すると、期待するというか、しようとする、それは無理があるので、その辺は段階を追いながら、遅れているので焦る気持ちはあるんですが、段階を追いながらやっていくということだと思います。

それともう一つ、今、広報あいなんの中に議会からのお知らせいうて入っておりますよね。取りあえずはそれを議会だよりにして折り込みの中でやっていくのもどうか、よそはそれをして、そういう段階を経た上で今の単独になったんだと思うんですが、その辺も経費とかそういうものとか、当初は考えながら。それと読んでもらうことが一番なんで、そういうこともちょっと考えたらいんじゃないかと思います。

○金繁委員長 はい、分かりました。段階を経て議会だより、議会独自の議会だよりを出すことには賛成ということですね。

○池田委員 そうですね。

○金繁委員長 分かりました。その最初、どういう形で、今のをもうちょっとレベルアップするのかどうかというのは、その検討の中で考えればいいということですかね。

少林委員、どうですか。

○少林委員 基本的には賛成です。一番悲しいのは、議会とか議員が何をしているのかさっぱり分からないという町民からの、だからやっぱり質問もきつくなったりして、議員さんたちもお互いへこんだりしながらやることも、今までありました。松前町さんが議会だよりが、これが議会報告会にもなっているんだと言われていたので、ぜひこれは出して、町民の皆さんにぜひ分かってもらってということがとても大事なかなと思います。

ただし、予算も要ることだし、それからその外部委託するかとかなんとかとかいろんな細かいことがありますので、じっくり広報準備会みたいなつくって、話をしていって、まずは幼稚でもええけん、まずはやってみるということ、来年の次年度の最後のほうでもええけん……。

○金繁委員長 次年度の最後いうたら2年ですよ。もう選挙ですよ。

○少林委員 はい。

○金繁委員長 賛成ということですね。

石川委員、お願いします。

○石川委員 私はですね、議会単独の議会だよりというのは、私は反対なんです。なぜかという、松前町でも言われていたように、大体9割の方は読まない。1割の方しか読まない。なおかつ経費が1回40万弱ぐらいかかるということを考えれば、私は今の広報あいなんの中の折り込みの中にこれを工夫する必要性が私はあるんじゃないかなと。

例えばQRコードつけてポイントとなるような動画を一緒に見れるとかいうことをすれば、私は十分機能は果たせるし、経費もかけなくていいと。だから逆説的に言えば、1割の方のためにそれだけの経費と労力を使って、議員のアリバイづくりじゃないですけど、議員がこうやっていますよということの費用対効果を考えると、私は今のやり方、今の時代に合ったやり方

を十分考えられるんじゃないかなというふうに思っています。

以上です。

○**金繁委員長** 分かりました。じゃあ、石川委員は議会独自の紙媒体の議会だよりを出すことは反対ということですね。分かりました。

実はですね、松前町で1割の人しか読んでいないという発言された議員がいらっしやったんですけど、あの後ですね、広報に関わっていらっしやる議員さんから、私、直接連絡いただきまして、あれは根拠がないんだと。広報委員会の委員たちは怒っているという発言がありましたので、情報として入れさせていただきます。

はかりようがないですからね、何割の人が読んでいるかというのは。だからこそ、モニター制度をつくって町民の意見を聞くというのが大事なかなと思います。どちらもモニター制度は持っていらっしやったんで。

○**少林委員** あまり人の意見に何か言うたらいけんですかね。

○**金繁委員長** いいですけど……。

じゃあ、吉田委員、お願いします。

○**吉田副委員長** 基本的には私は議会だよりを出すのは賛成なんですけども、さっき、QRコードとか利用方法ありますので、うまく活用しながらできるやり方もあるのかなと。だから準備期間、ちょっと半年ぐらいでいいんですかね、立ち上げをするための準備委員会をして、東京にも行って研修も受けなきゃならないでしょうから、そういう準備期間を経て議会だよりを出すこと自体は賛成をします。ただし条件付といいますかね、それに代わるような代替案もあるのかも分かりません。そこは検討すべきかなというふうに思います。

○**金繁委員長** 分かりました、準備委員会ね。分かりました。

じゃあ、副委員長も独自の議会だより出すことには賛成だけれども、検討準備会みたいなものをつくってその中で検討するべきということで、じゃあ皆さん、言われた後、お考えが変わったという方はいらっしやいますか。それとも変わりそうだからちょっと意見したいとか、変わらないけれども確認しておきたい。いいですか、少林委員。

○**少林委員** 石川委員さんにですけど、2点。

高齢化率46%という愛南町で、もし広報だより、文章化したもので出したとして……。

○**金繁委員長** すみません。結論が変わらないようであれば、はい。すみません、時間が押してきました。構いませんか。考えが変わった方はいらっしやらないですか。

じゃあ、石川委員は反対ということなんですけれども、その他の委員さんは出すこと自体には賛成であるということで、ただ皆さんいろんな条件を出していただきました。多かったのは準備の期間を設けるということで、研修を含み、検討期間をおいて出したいということでしょうか。これで全協に諮るということで。

(「はい」と言う者あり)

○**金繁委員長** じゃあ、視察に関して全協に諮りたいことは大きく3点決まりました。これを全協に諮るためのまとめをこれからつくる作業に入ります。皆さんにそれを確認していただいて、タブレットで確認していただくことになるんですが、御意見等あれば、修正などあればお願いします。

全協に諮って協議していただいた後に、またもう一回集まってそこで違った意見、結果となったらまた協議をしないといけないので、またお願いします。日程取りをさせていただきます。

最後に、今後の進め方なんですけれども、この活性化委員会でやろうと決めたことが3つありましたよね。今回の視察は1個目の自由討議、委員会主義・本会議主義に関することでしたが、本当に活性化、話を聞きに行くといろんなお話が出てきて、今回のように一問一答とか議会だよりの話も出てきて、こうして決めることができたんですが、残りの2つのテーマを今回と同じように包括的に勉強して進める、メインはまだやっていない議会報告会、町民との意見

交換会に関することっていうことになるんですが、そのほかにも先ほど石川委員がおっしゃっていた動画でQRコードをつけてそういう情報発信だったらどうかってような意見が出てきたときに、それを直接意見交換会とは関係ないけれども、こうやって話し合って協議して決めるという方向ですかどうかなんですけど、どうですか。それがいい、それは嫌ありませんでしたら。

嘉喜山委員、どうぞ。

○嘉喜山委員 この体制を、今回は中間報告という形で、体制を維持してやっていくということでもいいのかなと思っています。

○金繁委員長 体制というのはどういう意味ですか。

○嘉喜山委員 この。

○金繁委員長 今の今回のやり方でいいですか。はい。

○嘉喜山委員 新たな課題が出てくれば、また、検討事項に加えていくということで。

○金繁委員長 分かりました。

じゃあ、今回のようにほかの事項が出てきたら臨機応変にやりましょうということで、そのメインとしては主に残っているのはその4番の議会報告会、町民との意見交換会に関するものを次回以降にするということでもよろしいですか。次の中間報告の後のメインテーマに。ただ……、事務局何かありますか。

本多局長、お願いいたします。

○本多事務局長 自由討議についてはどういたしましょうか。

○金繁委員長 自由討議ですね、の報告ですか。報告というか。

○本多事務局長 ……。

○金繁委員長 先ほど、どちらかの委員の方からもおっしゃられていたと思うんですけど、両視察先では委員会の中で自由にやり取りしているので、その定義自体が定まっていないような感じだったですよ、尾崎委員でしたかね、そう報告していただいたのね。でしたね。なので、うちは本会議主義という建前なので、自由討議というのを本会議でするような議会基本条例を設定しています。ほかの、だから視察先は委員会主義なので、自由討議って、何それって感じだったと思うんですね。なので、私の意見ですけど、皆さんの意見またお聞きしたいんですけど、委員会主義・本会議主義の検討を先して、執行部の意見を、議案を話し合うということになりましたので、そこで議員間の話合いができるので、いわば委員会主義のいう話合い、自由討議ができることになったので、これについては独立でどうこうというよりも、その今日決まった流れの中で議員間の話はできると。自由討議は自由討議でももちろん基本条例にあるとおり、今後も生かしていくということにしてはどうかと思うんですけど、どうでしょうか。

(発言する者あり)

○金繁委員長 いいですか、ありがとうございます。

副委員長、ぜひお願いします。

○吉田副委員長 自由討議だけで結論は出ないんで、さっきの今の流れで全然それで決まりましたので、それで十分いいと思います。

○金繁委員長 いいですかね。いいですか、異論のある方。

(発言する者あり)

○金繁委員長 また出てくるかもしれませんね、それは。

では、中間報告については、そういった形でテーマの自由討議、委員会主義・本会議主義、それから議会だよりについても、それから一問一答方式の選択制ということも踏まえた上での中間報告ということでもよろしいですかね。今後については先ほど言ったように、メインテーマは町民との意見交換会としつつも出てきたテーマについては今回のように協議して決めていくということでもよろしいですか。

よろしいですか、それで大丈夫ですか。

本多局長、お願いします。

○本多事務局長 委員長、ちょっと休憩のほうをお願いします。

○金繁委員長 はい、休憩します。

(休憩)

○金繁委員長 休憩前に引き続き始めます。

今、事務局のほうから説明があった、先ほどの件なんですけど、愛南町の議会規則によると、54条に質疑、一般質問じゃなくて質疑の回数制限の規定があります。その中で、質疑については3回に制限しますと書いてありますね。62条で一般質問の質問については54条に規定するということで、回数制限、一般質問にも3回制限になっているんですよ。なので、この準用規定を廃止、このまま廃止、全部廃止すると、先ほど選択制とありましたよね、選択制で今までの3回制限のやり方を残すのであれば、残したいのであれば、これ準用規定をなくすとなくなりますよと。だから選択制ではなく一問一答方式になると。だから一問一答方式のみが残るとということなんです。ただ、この規則自体は、準用規定自体を議会で変えることはもちろん私たちが決めることなのでできます。なので、62条を質問については54条質疑の回数、3回制限は一問一答方式以外の方式に適用、準用すると改正することになるという手続的な注意がありました。

よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○金繁委員長 では、ほかにその他何かありますか。

(「なし」と言う者あり)

○金繁委員長 では、今日の取りまとめをタブレットに流しますので、よろしくをお願いします。

どうもお疲れさまでした。長い間ありがとうございました。

副委員長お願いします。

○吉田副委員長 長時間にわたりまして、1時間半が定義なんですけど、少しオーバーしました、申し訳ありませんでした。ちょうど1年たちます。少し進歩したのかなというふうに思いますので、今後も引き続き活性化については引き続き議論をしていって、よりよい議会政治ができればいいかなというふうに思っています。

今日は本当にお疲れさまでした。

委員長